

秋田県農林水産部における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県農林水産部が所管する公設試験研究機関（農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、林業研究研修センター）（以下「公設試」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「研究活動上の不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、または盗用等をいう。
- (2)「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (3)「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (4)「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。
- (5)「研究員等」とは、公設試の職員のうち、研究に従事している者及び職員以外の者で、公設試の施設や設備を利用して共同研究に従事している者をいう。
- (6)「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する機関に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- (7)「配分機関」とは、公的研究費等を配分する機関をいう。

(最高管理責任者)

第3条 各公設試を統括し、研究活動上の不正行為について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、農林水産部長とする。
- 3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って研究倫理の向上及び不正行為の防止等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、公設試全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、各公設試の長とする。
- 3 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各公設試における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者が、各室及び各部から少なくとも1名ずつ指名するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、当該公設試に所属する研究員等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第6条 各公設試に、研究員等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 3 委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 委員は、研究倫理教育責任者とする。

(倫理委員会の職務)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究員等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

(研究員等の責務)

第8条 研究員等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究員等は、第5条第3項の規定による研究者倫理に関する教育を受講しなければならない。
- 3 研究員等は、研究活動の正当性について説明責任を果たすとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ等の研究資料については10年間、その他の試料や標本などの有体物については5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、保存が不可能または著しく困難である場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書きに該当する場合は、第4条に規定する統括管理責任者に、保存が不可能または著しく困難である合理的な理由を付して申し出て、その承認を得るものとする。

第2章 告発等の受付

(告発等の受付窓口)

第9条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、各公設試に受付窓口（以下「告発等窓口」という。）を置くものとする。

- (1) 各公設試に対する告発等窓口は、総務管理室又は総務企画室に設置するものとする。

(2) 県に対する通報は、秋田県公益通報受付窓口（総務部総務課）とし、「職員等からの通報処理に関する要綱」により取り扱うものとする。

(告発等の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、告発等窓口に対して告発を行うものとする。

2 告発は、氏名、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 告発等窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合にはこれを受け付けることができる。

4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

5 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発等窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

6 告発等窓口は、告発等を受け付けたときは、直ちに統括管理責任者に報告するものとする。

7 前項による報告があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。この場合において、統括管理責任者は、あらかじめ、指名する職員に事実関係の調査を命ずることができる。

(告発等窓口の職員の義務)

第11条 告発等の受付に当たっては、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発等を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

第3章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

2 統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、この限りで

ない。

(告発者等の保護)

第13条 統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者または被告発者の職場環境の悪化や差別待遇等が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 統括管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。
- 3 統括管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、配置換え、その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 当該機関に所属する全ての者は、当該告発者または被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 不正の調査

(予備調査の実施)

第14条 第10条第6項前段の報告があった場合は、統括管理責任者は通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し本調査の要否を判断するとともに、予備調査の要否を最高管理責任者及び配分機関に報告するものとする。この場合において、統括管理責任者は、あらかじめ、第3項の予備調査委員会に事実関係の調査を命ずることができる。

- 2 予備調査委員会は、倫理委員会の委員をもって構成する。この場合において、倫理委員会の委員に告発者または被告発者と直接の利害関係を有する者があったときは、その者を除斥しなければならない。
- 3 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的合理性、告発内容の本調査における調査実行性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 5 予備調査委員会は、次の各号の権限を有するものとする。
 - (1) 予備調査の対象者に対して必要な書類等の提出を求めること
 - (2) 予備調査の対象者及び関係者のヒアリングを行うこと
 - (3) 本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとること
- 6 本条第1項の調査の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、本調査を実施することとし、第15条に基づく不正調査委員会を設置するものとする。なお、不正の疑いが存在しないと決定した場合は、理由を付して告発者に通知するものとする。この場合において、配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(本調査の実施)

- 第15条 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 2 前条第2項の不正調査委員会は、統括管理責任者が指名する職員に加え、当該機関に属さない外部有識者（以下「第三者委員」という。）で構成する。委員の過半数は、第三者委員としなければならない。
 - 3 第三者委員は、当該機関、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者の中から、統括管理責任者が選任するものとする。
 - 4 統括管理責任者は、不正調査委員会を設置したときは、不正調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
 - 5 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、統括管理責任者に対して不正調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 6 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 7 不正調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
 - 8 不正調査委員会は、次の各号に掲げる内容について調査を行う。
 - (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 内容及び悪質性
 - (3) 不正行為に関与した者とその関与の度合
 - (4) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (5) その他必要な事項
 - 9 不正調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。
 - 10 不正調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。
 - 11 不正調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 12 不正調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、不正調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 13 被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、不正調査委員会は、機器の使用等について保障しなければならない。
 - 14 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、不正調査委員会の本調査に誠実

に協力しなければならない。

- 15 不正調査委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(証拠の保全)

第16条 不正調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が当該機関以外の機関であるときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 不正調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

第5章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第17条 不正調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、不正行為か否か認定し、統括管理責任者に報告するものとする。当該期間内に認定を行うことができないときは、その合理的な理由及び認定の予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 2 統括管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関に提出するものとする。
- 3 不正調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、統括管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第18条 不正調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 不正調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 不正調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第19条 統括管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当該機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 統括管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を最高管理責任者及び配分機関に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当該機関以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

- 第20条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、不正調査委員会が行う。統括管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、または不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、不正調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第15条第2項及び第3項の例により指名する。
 - 5 不正調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 6 不正調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 統括管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとし、併せて、最高管理責任者及び配分機関に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

- 第21条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、不正調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、不正調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、不正調査委員会は、直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 不正調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者に報告する

ものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 統括管理責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知し、併せて、最高管理責任者及び配分機関に報告するものとする。被告発者が当該機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 5 統括管理責任者は、第17条第5項または本条第2項及び第3項の報告により、研究活動上の不正行為が行われたものと認定または告発が悪意に基づくものと認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告により処分が課されたときは、配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

(調査結果の公表)

第22条 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当該機関が公表時までに行った措置の内容、不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前2項の規定は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合において準用する。この場合において、「研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容」とあるのは、「告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由」と読み替える。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。この場合の公表内容は、被告発者の氏名・所属、告発された研究活動上の不正行為の内容、不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

附則 この規程は、平成29年3月14日から施行する。

附則 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。